

オレンシア®皮下注125mg

オートインジェクター1mLの薬剤費

オレンシア®皮下注125mgオートインジェクター1mLの薬剤費

1本あたり28,547円(2024年6月現在)

- 受診1回につき1ヵ月分(4回分)処方された場合^{※1} 計114,200円
- 受診1回につき3ヵ月分(12回分)処方された場合^{※1} 計342,600円

薬剤	処方数	負担割合と窓口負担額 ^{※2}		
		3割	2割	1割
オレンシア®皮下注125mg オートインジェクター1mL	1ヵ月分(4回分)	34,260円	22,840円	11,420円
	3ヵ月分(12回分)	102,780円	68,520円	34,260円

※1 1本あたりの薬価を点数換算し、調剤数から算出した薬剤費です。本剤にかかる薬剤費の他、再診料または外来診療料、在宅自己注射指導管理料、検査費等が別途加算されます。また、本剤の投与初日に負荷投与を行った場合は、オレンシア®点滴静注用製剤の薬剤費、点滴にかかる費用が別途加算されます。

※2 医療費が本剤の薬剤費のみであったと仮定した場合の金額で算出しています。

日本の医療保険制度について

日本では、すべての国民が公的医療保険に加入する「国民皆保険制度」が導入されており、年齢や所得に応じて定められた負担割合によって、実際に支払う医療費が決められています。負担割合は、原則的には3割負担であることは良く知られていますが、下図のように6歳(義務教育就学前)未満では2割負担、70歳以上と75歳以上では所得に応じて1割、2割、3割負担となります^{※3}。

	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		
6歳 (義務教育就学後)	3割負担		
	2割負担		

※3 令和4年(2022年)10月1日から、75歳以上で一定以上の所得がある方の負担割合が1割から2割負担へ変更されました。ただし、令和7年(2025年)9月30日までは、負担増加額を3,000円以内に抑える配慮処置が設けられています。

厚生労働省:我が国の医療保険について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/iryuuohoken01/index.html\(2024/06/17 access\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/iryuuohoken01/index.html(2024/06/17 access))

厚生労働省:後期高齢者の窓口負担割合の変更等(令和3年法律改正について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/newpage_21060.html\(2024/06/17 access\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/newpage_21060.html(2024/06/17 access))